

令和7年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月6日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月17日 14時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	3月17日 14時28分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	総務課長	島袋英樹君	福祉課長	島袋裕次君
	住民課長	平敷兼清君	会計管理者	玉城睦美君
	農林水産課長	浦崎 悟君	企画課長	新保礼人君
	建設課長	西江 忍君	建設課参事	知念利次君
	教育行政課長	新城米広君	商工観光課長	金城幸人君
	公営企業課長	玉城正朝君	医療保健課長	万寿祥久君
	農業委員会事務局長	知念浩司君	総務課長補佐	古堅裕喜君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年第2回伊江村議会定例会議事日程（第5号）

令和7年3月17日（月）午後2時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		予算審査特別委員会委員長の報告について
第2	議案第2号	令和7年度伊江村一般会計予算（討論・採決）
第3	議案第3号	令和7年度伊江村診療所特別会計予算（討論・採決）
第4	議案第4号	令和7年度伊江村国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
第5	議案第5号	令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
第6	議案第6号	令和7年度伊江村水道事業会計予算（討論・採決）
第7	議案第7号	令和7年度伊江村船舶運航事業会計予算（討論・採決）
第8	発委第1号	伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	発委第2号	伊江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第10	発委第3号	伊江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
		閉会中の議員派遣について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、12日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入ります。

(開議時刻14時00分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 予算審査特別委員会委員長の報告について、議案第2号 令和7年度伊江村一般会計予算から議案第7号 令和7年度伊江村船舶運航事業会計予算までの6件につきましては、審査を予算審査特別委員会へ付託しておりました。お手元に配付したとおり、その報告書が提出されております。

予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会 島袋 勉委員長。

○ 予算審査特別委員会委員長 島袋 勉 君

予算審査特別委員会委員長報告を行います。

伊江村議会議長 渡久地政雄 殿 予算審査特別委員会委員長報告

令和7年第2回(3月)定例会において、審査に付された令和7年度伊江村一般会計予算及び5つの特別会計予算については、3月11日、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月11日～3月17日までの7日間の日程で審査を行いました。

議案第2号、令和7年度伊江村一般会計予算71億400万円については、質疑終了後「討論」を行い、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号 令和7年度伊江村診療所特別会計予算3億9,600万円、議案第4号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計予算9億9,670万円、議案第5号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計予算7,900万円、議案第6号 令和7年度伊江村水道事業会計予算収益的収入及び支出2億1,013万6,000円、資本的収入4億6,964万8,000円、資本的支出6億3,677万7,000円、議案第7号 令和7年度伊江村船舶運航事業会計予算、収益的収入及び支出9億287万6,000円、資本的収入5,000円、資本的支出1,322万5,000円について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、令和7年度伊江村一般会計予算、3特別会計予算及び2公営企業会計予算を審査したことを報告いたします。なお、質疑、答弁の詳細については、後日配布されます予算審査特別委員会会議録を御参照ください。

本報告書の字句、数字の訂正については、議長に委任申し上げ、予算審査特別委員会委員長報告とします。
予算審査特別委員会委員長 島袋 勉。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで委員長報告は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 議案第2号 令和7年度伊江村一般会計予算を議題とします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。〔「討論なし」の声あり〕

進行します。次に、原案に賛成する者の発言を許します。

6番 並里晴男議員の登壇を許します。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

令和7年度伊江村一般会計予算(案)に賛成の立場から討論を行います。

一般会計予算は歳入歳出それぞれ71億400万円が計上されており、対前年度比1.08%の増額で、歳出に対する不足額については、地方債及び基金繰入金を充当した計上となっています。

歳入においては、国、県から交付される依存財源が約8割、自主財源率が約2割となっており、依然として厳しい財政状況と言わざるを得ません。国際情勢の不安定化や円安、物価高騰状況の落ち着く先が見通せない状況を鑑みると大幅な改善は難しいと思慮いたしますが、昨年より第5次行政改革大綱に基づき、各施設の使用料などの適正化を図り、自主財源確保に努めています。今後とも自主財源の確保を図り、質の高い行政サービスの提供をしていただきたいと思います。

歳出においての主な事業で、2款総務費の戦後80年平和記念事業、特定専門職向け定住住宅整備、新庁舎等複合施設整備基本計画。3款民生費において、老人福祉、障害福祉、児童福祉に対する継続した助成金事業が計上されています。4款衛生費では、新たに65歳以上を対象とした高齢者帯状疱疹予防接種。6款農林水産業費にて、山羊振興対策事業、具志漁港冷凍冷蔵庫更新。7款商工費にて、伊江村青少年旅行村改修工事。8款土木費にて、本部港立体駐車場増設整備事業。10款教育費にて、給食費の完全無償化や新たに離島高校生就学支援事業で、保護者の負担軽減が図られることになりました。給食費の完全無償化は、中学校のみならず、小学校、幼稚園、児童生徒まで拡充された取り組みは、名城村長の英断であり高く評価します。既存の事業の継続とともに福祉の向上、産業振興、衛生環境整備、移住定住促進、観光振興、教育振興など、厳しい財政状況の中、住みよい豊かで魅力に満ちた村づくりに向けた均衡ある予算編成がなされていると認めます。執行にあたっては、村長筆頭に職員一丸となって取り組んでいただくよう切望し、令和7年度一般会計予算に対する賛成討論とします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

議案第2号 令和7年度伊江村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって議案第2号 令和7年度伊江村一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議案第3号 令和7年度伊江村診療所特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第3号 令和7年度伊江村診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第3号 令和7年度伊江村診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 議案第4号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第4号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 議案第5号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第5号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第5号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 議案第6号 令和7年度伊江村水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第6号 令和7年度伊江村水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和7年度伊江村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 議案第7号 令和7年度伊江村船舶運航事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和7年度伊江村船舶運航事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第7号 令和7年度伊江村船舶運航事業会計予算は、委員長報告の

とおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 発委第1号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会 並里晴男副委員長。

○ 議会運営委員会副委員長 並 里 晴 男 君

発委第1号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）の改正に対応するとともに、文言の整備のため、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び伊江村議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

発委第1号については、2月28日の全員協議会において説明した内容となっており、附則として令和7年4月1日から施行するとなっております。以上で、提案理由の説明とします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発委第1号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発委第1号 伊江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 発委第2号 伊江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会 島袋 勉委員長。

○ 議会運営委員会委員長 島 袋 勉 君

発委第2号 伊江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

現在の社会情勢等に照らし所要の文言整備等により、別紙のとおり地方自治法第112条及び伊江村議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

発委第2号についても、2月28日の全員協議会において説明した内容となっており、附則として公布の日から施行するとなっております。以上で、提案理由の説明とします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発委第2号 伊江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発委第2号 伊江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 発委第3号 伊江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会 並里晴男副委員長。

○ 議会運営委員会副委員長 並 里 晴 男 君

発委第3号 伊江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

現在の社会情勢等に照らし所要の文言整備等により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び伊江村議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

なお、発委第3号についても、2月28日の全員協議会において説明した内容となっており、議会の会議時間、議会に入るものの携帯品についての改正となっており、附則として公布の日から施行するものとします。以上で、提案理由の説明とします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発委第3号 伊江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発委第3号 伊江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第11 閉会中の議員派遣について、議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣について、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に委任することに決定いたしました。

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回伊江村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻14時28分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（5番） 虻 江 修

署名議員（6番） 並 里 晴 男